

岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画（概要版）

～子どもたちに望ましい教育環境を提供するために～

平成31年1月に策定した「岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本方針」を基に、新たな「基本計画」を策定しました。

基本計画の策定にあたっては、岩見沢市の子どもたちの将来を見据えて、望ましい教育環境を提供することを最優先に考え、地域性を活かした学校づくりや特色ある学校づくりも含めて、慎重に議論を進めてきましたが、今後の適正配置計画策定等についても、同様に進めていきます。

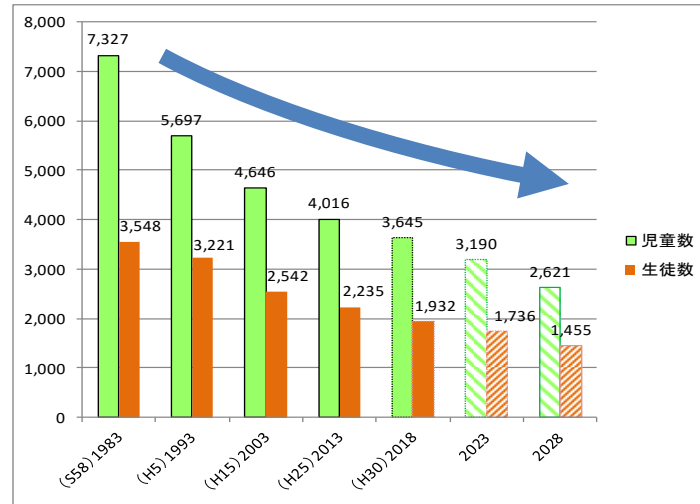
◇児童生徒数の推移

【現状】

岩見沢市の児童生徒数は、昭和58年（1983年）の10,875人をピークに、平成30年（2018年）5月1日現在、5,577人（▲49%）と年々減少し続けており、10年後（2028年）には、4,076人まで減少することが予測されます。

【課題】

児童生徒数の減少により学校の小規模化が進み、望ましい教育環境の提供が難しくなることが懸念されます。



◇適正配置等を検討する上での課題

●教育面における課題

- ・新学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」を行うことが、少人数では難しくなります。
- ・運動会や学習発表会などの学校行事において、少人数の場合、多くの競技や演目に出る機会が得られるが、切磋琢磨する機会が少なくなります。
- ・少人数の場合、入学から卒業まで同一学級で過ごすことなどにより、子どもたちの役割が固定しがちになり、学習活動等において、一定規模の集団による多様な思考・深め合いが生まれにくくなります。

●学校運営面における課題

- ・小規模校の場合、小学校においては同学年の担任同士による相談や授業研究の機会に限られ、中学校においては専門性を有した教科担任を十分に配置できないことがあります。
- ・PTA活動において、小規模校の場合、保護者数が少ないため、行事運営や組織活動における担い手が不足しやすくなります。規模に関わらず、保護者とともに、地域住民が学校づくりに関わることが求められます。

●現在の学校規模と将来の見通しにおける課題

基本方針に基づく適正な学校規模（小学校12学級以上、中学校6学級以上）に満たない学校

	小学校	中学校
2018年度	8校	5校
2023年度	10校	4校
2028年度	8校	4校

・適正な規模に満たない学校は、統合による学校規模の適正化の方策だけではなく、地域性を活かした学校づくりや特色ある学校づくりも含めた方策で対応すべきと考えます。

●通学距離・時間における課題

統合を進めた場合、通学距離が現在よりも長くなることから、国の基準や市内の現状を踏まえ、小・中学校別に、適正な通学距離・時間を設定することや、通学時間が1時間を超えるなど長時間に及ぶ場合の対応策を検討する必要があります。

◇小・中学校の適正配置等に向けた基本的な考え方

岩見沢市における小・中学校の適正配置等は、「岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本方針」を基に以下の基本的な考え方に従い、総合的に検討を進めていきます。

●学校規模（学級数）

学級数の適正規模は、小学校12学級以上、中学校6学級以上

●学級編制（1学級の児童生徒数）

1学級の児童生徒数の適正規模は、18人以上



●通学距離・時間

通学距離がおおむね小学校4km、中学校6kmを超える場合は、スクールバス等の必要な通学支援策を実施します。また、スクールバスでの通学時間が片道1時間を超える場合は、統合をできるだけ避け、地域性を活かした義務教育学校等の小中一貫教育や、特色ある学校づくりなどの方策を検討します。

●通学区域

現在の通学区域を基に、隣接校間の調整等について、保護者や地域住民との話し合いを行いながら総合的に検討します。

●地域社会の核としての学校

新たな取り組みとして、地域性を活かした義務教育学校等の小中一貫教育や学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクールの推進について、その教育効果も含めて検討します。

●中学校選択制度

中学校選択制度については、問題点等の調査・分析を行い、制度の継続や改善の必要性等について検討します。

●施設整備

児童生徒の安全を最優先に考え、計画的な施設設備の改修を図ります。施設の老朽化により、改修が急がれる学校は、統合や小中一貫教育等の特色ある学校づくりに伴う施設整備の必要性を含めて総合的に検討します。

◇基本計画

●適正配置等の検討を行う学校

学級数・児童生徒数が適正規模に満たない学校

計画期間において、適正規模を満たさない学校を対象に、将来の適正配置等の検討を行います。なお、検討に当たっては、統合による学校規模の適正化の方策だけではなく、地域性を活かした学校づくりや特色ある学校づくりも含めた方策についての検討を行います。

●計画期間

10年間（2019年度～2028年度）

本計画期間は、2019年度から10年間とします。また、計画期間内において、国の学級編制基準の改正や教育制度に変更がある場合など、必要に応じて見直しの検討を行います。

●適正配置等の進め方

適正配置等を進めるに当たっては、児童生徒数の推移、通学距離・時間、小・中学校間の通学区域の整合性、地域との関わり、地域性や地理的条件などを十分考慮し、隣接校間の調整、保護者や地域住民との話し合いを行いながら総合的に検討を進めていきます。